四国中央市太鼓台等運行感染症対策支援金支給要綱

（目的）

第１条　この告示は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響を受け存続が困難となっている太鼓台及び獅子舞（以下「太鼓台等」という。）を運行する団体に対し、予算の範囲内で四国中央市太鼓台等運行感染症対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、感染症の対策を講じた太鼓台等の運行を支援することを目的とする。

（支給対象者）

第２条　支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内の秋祭りにおいて太鼓台等を運行する団体で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

　(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第１項の許可を受けていること。

(2) 感染症の対策を講じて運行する者であること。

(3) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第２条第３号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（支援金の額）

第３条　支援金の額は、５万円とする。

２　支援金の支給は、一の支給対象者につき１回とする。

（支給申請）

第４条　支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに支援金支給申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

　(1) 道路交通法第78条第３項の規定により四国中央警察署長が交付した許可証の写し

　(2) 誓約書（様式第２号）

　(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支給決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を支給することが適当と決定したときは、必要な条件を付して支援金支給決定通知書（様式第３号）により、支援金を支給することが不適当と決定したときは支援金不支給決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

　（請求等）

第６条　前条の規定による支給決定の通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、支援金支給請求書（様式第５号）に太鼓台等の運行及び感染症の対策の状況が確認できる写真を添えて、市長に提出しなければならない。

　（取消し及び返還）

第７条　市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、支援金の支給を取り消すことができる。

　(1) 虚偽その他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき。

　(2) この告示に違反したことが判明したとき。

　(3) 太鼓台等の組立に着手することなく中止したとき。

　(4) 感染症の影響以外の理由で中止したとき。

　(5) 第５条の条件に違反したことが判明したとき。

　(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支援金の返還を命ずることができる。

　（調査及び報告）

第８条　市長は、支援金の支給に関し必要に応じて調査し、又は報告を求めることができる。

　（その他）

第９条　この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、告示の日から施行する。